

答申第55号  
令和5年9月30日

高崎市教育委員会教育長 様

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会  
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年2月3日、同年2月17日、同年2月24日、同年2月28日付けで諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：

諮問第235号、第240号、第241号、第248号、第249号、第250号

令和元年 7月 9日付け（第100－15号）「行政文書不存在決定」

令和元年10月24日付け（第206－13号）「行政文書不存在決定」

令和元年10月25日付け（第208－17号）「行政文書不存在決定」

令和2年 6月 5日付け（第064－12号）「行政文書不存在決定」

令和2年 6月 5日付け（第064－15号）「行政文書不存在決定」

令和2年 7月 6日付け（第097－ 2号）「行政文書不存在決定」

に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第235号、第240号、第241号、第248号、第249号、  
第250号

答申番号：答申第55号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市教育委員会教育長が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別表の項番1から6の（う）欄に記載の年月日に高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）に対し、別表の項番1から6の（え）欄に記載の旨の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件各行政文書」という。）について、別表の項番1から6の（か）欄に記載の年月日にそれぞれ行政文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、別表の項番1から6の（き）欄に記載の決定理由を付して請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、別表の項番1から6の（く）欄に記載の年月日に審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表の項番1から6の（け）欄に記載の年月日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、別表の項番1から6の（こ）欄に記載の年月日に反論書を提出した。

### 第3 当事者の主張

#### 1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書において、おおむね別表の項番1から6の(す)欄に記載のとおり主張している。

#### 2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに令和4年12月15日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1から6の(せ)欄に記載のとおり主張している。

### 第4 審査会の判断

第235号、第241号の本件各請求に対応する本件各行政文書の廃棄を明示的に証明する文書は存在しないものの、本件各行政文書は、保存年限を経過しているのであるから、保存年限の延長をする特段の必要性を認めなかった以上、高崎市文書取扱規程に基づき保存年限の経過をもってすでに廃棄処理されたものと認められる。また、第240号、第250号の本件請求文書は、条例第2条第2号(ア)の書籍その他の不特定多数に販売することを目的として発行されるものであり、行政文書には相当しないと認められる。さらに、第248号、第249号の本件請求文書は、前述の第235号、第241号の出典に依拠するものであるため、高崎市教育委員会に理由を記した文書が作成されていないことは妥当であり、本件行政文書は存在しないため、本件処分を行った点に問題はなかったと認められる。

したがって、本件各行政文書が不存在であるとした本件各処分に違法はない。以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

### 第5 審査会の要望

実施機関は、行政文書の有無について実施機関の判断の公正性を担保して、その恣意を抑制するとともに、処分の理由を請求者に知らせることによって情報公開制度への理解を得られるようにすべきであると考えます。よって、審査会は実施機関が行った決定について妥当であると判断したものはあるが、今後実施機関が公開請求に係る行政文書の決定を通知するに当たり、行政文書が存在しない場合は、請求人がその具体的な理由を知ることができるよう、該当条項の提示に加え、具体的な理由と根拠を付記するよう要望する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
令和4年2月3日 令和4年2月17日 令和4年2月24日 令和4年2月28日	諮問
令和4年12月15日	実施機関説明 調査、審議
令和5年9月27日	審議、答申調整
令和5年9月30日	答申

高崎市情報公開及び個人情報保護審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	越澤 恭行
委 員	本島 久仁倫